

★ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十二号）（財政課）

一 改正の要旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県手数料条例	引用する法律の題名及び引用条項を整理
広島県税条例	引用条項を整理
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	引用する法律の題名及び引用条項を整理
広島県特定非営利活動促進法施行条例	引用する法律の題名及び引用条項を整理

二 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

★ 広島県手数料条例及び広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（財政課）

一 改正の要旨

建築士法等の一部改正に伴う二級建築士又は木造建築士の登録手数料等の金額の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	建築士法等の改正に伴う二級建築士又は木造建築士の登録手数料等の金額の改正
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の改正
広島県道路占用料徴収条例	道路法施行令の改正を踏まえた道路占用料の金額及び占用物件の所在地区分の改正

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 広島県手数料条例の改正のうち建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に関する手数料の改正 令和元年十二月二十日
- (二) 広島県手数料条例の改正のうち(一)以外の改正及び2(一)の措置 令和二年三月一日
- (三) (一)及び(一)以外の改正及び2(二)の措置 令和二年四月一日

2 経過措置

- (一) 令和二年三月一日前に建築士法第十三条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に係る二級建築士又は木造建築士の登録手数料について、必要な経過措置を設けた。
- (二) 改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額が、改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額の一・二倍を超える場合における激変緩和措置を設けた。

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
1 市町が処理する事務に追加したもの

事 務	対象市町
社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉住居施設に係る改善命令	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（警察本部）

一 改正の理由

暴力団排除の一層の推進を図るため、暴力団排除特別強化地域を定めるとともに、当該地域における風俗営業等に関し、特定営業者及び暴力団員の禁止行為等を定めた。

二 改正の内容

1 暴力団排除特別強化地域の新設

次に掲げる地域を、暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある暴力団排除特別強化地域とした。

(一) 広島市中区のうち銀山町、胡町一番街区から五番街区まで、堀川町一番街区から四番街区まで、新天地一番街区、六番街区及び七番街区、流川町、菓研堀、弥生町、西平塚町、田中町並びに三川町一番街区、八番街区及び九番街区

(二) 尾道市久保一丁目及び久保二丁目

(三) 福山市住吉町、松浜町一丁目、入船町二丁目及び昭和町

2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業及び深夜における酒類提供飲食店営業並びに広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例に規定する風俗案内業）を営む者（以下「特定営業者」という。）及び暴力団員が、特定営業の営業に関し、次の行為をすることを禁止した。

(一) 特定営業者

(1) 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること。

(2) 暴力団員に対し、用心棒の役務の提供又は当該営業の容認の対償として利益の供与を行うこと。

(二) 暴力団員

(1) 特定営業者に対し、用心棒の役務を提供すること。

(2) 特定営業者から用心棒の役務の提供又は当該営業の容認の対償として利益の供与を受けること。

3 罰則

2 に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。ただし、特定営業者が自首したときは、その刑を減免することとした。

三 施行期日

令和二年四月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第三十六号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の令和元年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 地域手当

地域手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	改 正 前	改 正 後
東京都特別区	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一八・七
大阪府大阪市	一〇〇分の一六	一〇〇分の一四・七
広島市及び安芸郡府中町	一〇〇分の七・五	一〇〇分の六・二
その他広島県内の地域	一〇〇分の四・五	一〇〇分の三・二

(2) 住居手当

住居手当の支給額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 前	改 正 後
支給対象となる家賃の下限	一一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
支給限度額	二七、〇〇〇円	二八、〇〇〇円

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九五
	一二月	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の一二・五	一〇〇分の一五
	一二月	一〇〇分の一二・五	一〇〇分の一五

(4) 特定の職員についての適用除外の見直し

任期付短時間勤務職員を単身赴任手当の支給対象とした。

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月
任期付研究員	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五・五	一〇〇分の一五・五

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月
特定任期付職員	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五・五	一〇〇分の一五・五

4 特別職の職員等の期末手当改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月
特別職の職員等	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五・五	一〇〇分の一五・五

5 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

短時間勤務会計年度任用職員の給与を、1(一)の職員の給料月額改定に伴い改定した。

6 臨時的任用の職員等に係る規定の見直し

(一) 地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用の職員の給与について職員と異なる取扱いをする規定を見直すとともに、臨時的任用の職員を退職手当の支給対象とす

るよう規定を整備した。

(二) 国又は他の地方公共団体の職員等として勤務した期間を退職手当の算定に係る在職期間として通算する規定について、一定の要件を満たす地方公務員法第二十二條の二第一項第二号の会計年度任用職員等も対象となるよう規定を整備した。

(三) 日日雇用職員に関する規定を削除した。

7 その他

(一) 人事委員会の給与勧告のとおり、1(二)(1)により地域手当の支給割合を引き下げたことに伴い、職員等の給料月額について、同程度引き上げる措置を設けた。

(二) 1(二)(2)の住居手当の改定について、月額千円を超える減額となる職員について、緩和措置を設けた。

(三) その他必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

1 二1(一)及び(二)(3)並びに二2から二4までについては、令和元年十二月二十日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

2 1以外については、令和二年四月一日から施行する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(条例第三十七号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の令和元年十月二日付けの給与勧告を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

2 人事委員会の給与勧告のとおり、地域手当の支給割合を引き下げたことに伴い、市町立学校職員の給料月額について、同程度引き上げる措置を設けた。

三 施行期日等

1 二一については、令和元年十二月二十日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

2 二二については、令和二年四月一日から施行する。